

ASIAGAP 審査員規約

本規約は、一般財団法人日本 GAP 協会（以下「協会」という）に登録された、ASIAGAP 審査員補、ASIAGAP 審査員、ASIAGAP 上級審査員（以下まとめて「審査員」という）に適用される。

（心得）

第1条 協会に登録された「審査員」は、ASIAGAP の理念を尊重し、農場に対して誠実な審査を行う。

- 2 審査員は、「ASIAGAP 総合規則」（以下「総合規則」という）を十分に理解し、遵守に努める。
- 3 審査員は、審査のための知識向上に努める。

（審査員の登録、継続）

第2条 「審査員」とは「総合規則」に定める審査員の登録要件を満たし、協会に登録された者のことをいう。

- 2 審査員の登録を希望する者は、登録要件が確認できる登録申請書を、ASIAGAP 審査・認証機関に確認の署名・捺印を受けた上で協会に提出する。
- 3 初回の有効期間は登録した月の末日から起算して1年後とする。
- 4 登録の継続については、「総合規則」に定める審査員の登録継続要件を満たし、協会に登録された者が「審査員」として認められる。登録継続要件を満たせなかった場合、審査員はその処遇について協会の指導に従う。
- 5 更新後の有効期間は、元の有効期限から1年後とする。

（資格の特典）

第3条 審査員は次の特典を有する。

- (1) ASIAGAP に関する最新情報の提供を受ける
- (2) ASIAGAP 指導員の資格
- (3) JGAP/ASIAGAP 定期研修（インターネット研修）の無料受講

（資格の表現）

第4条 審査員は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。（X は協会が付与した固有の数字）

審査員補 登録番号AXXXXX-p

審査員 登録番号AXXXX-i

上級審査員 登録番号AXXXX-a

（審査員カード）

第5条 審査員には、協会より「審査員カード」が発行される。本カードは審査員の資格を表すものとして使用し、他の目的に使用してはならない。また複製を許可しない。

(資格の譲渡等の禁止)

第6条 審査員は、その資格を第三者に譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。

(登録の取消し)

第7条 審査員の登録の取消しは、「総合規則」に定めるところによる。

(活動の範囲とその責任)

第8条 審査員は、次の各号の活動を行うことができる。

- (1) ASIAGAP 審査を実施する。
担当できる審査は「総合規則」に定める。
 - (2) JGAP 審査を実施する。
担当できる審査は「総合規則」に定める。その場合、ASIAGAP 上級審査員は JGAP 審査員、ASIAGAP 審査員は JGAP 審査員、ASIAGAP 審査員補は JGAP 審査員補に読み替える。
 - (3) 農場・団体に対し ASIAGAP の指導、コンサルティング活動を行う。ただし、審査日から前後 3 年以内は、審査を担当する(した)農場・団体に対しコンサルティングを行ってはならない。
 - (4) 研修会等を開催する。
- 2 審査員は上記活動を行うにあたって、「総合規則」に定める審査員の独立性と守秘義務を遵守しなければならない。
- 3 審査員は上記活動について自己責任の下で行い、協会は一切の責任を負わない。ただし、(1)の審査は、ASIAGAP 審査・認証機関の一員としてのみ行うことができ、個人では行えない。実施した審査の責任は ASIAGAP 審査・認証機関が負う。

(個人情報の取扱い)

第9条 審査員は、審査及び指導、コンサルティングで得た個人情報の取扱いに十分配慮する。

- 2 協会は審査員の個人情報を ASIAGAP 審査の信頼性確保の目的でのみ使用し、他の目的では使用しない。

附則

本規約は 2017 年 10 月 18 日より施行される。

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階